

# 利益相反ポリシー

## 1. 目的

公益財団法人日本体操協会（以下、「本会」という）は、我が国における体操界を統括し、代表する団体として、体操の振興及び普及奨励を図り、もって国民の心身の健全な発達に寄与することを目的としている。その目的を達成するため、公益財団法人として主に次の事業（以下、「本事業」という）を行っている。

- (1) 体操に関する競技者・指導者・審判員の強化育成および派遣
- (2) 体操に関する競技会および講習会の開催
- (3) 体操器械・器具の公認および検定
- (4) 体操に関する国際交流および国際貢献
- (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

本会は、本事業を推進するに当たり、本会登録規程に定める会員（名誉会員、役員、指導者、選手または愛好者）、並びに本会職員の関連当事者（以下、「本会登録者等」という）と本会との間で生じ得る利益相反を以下のように適正に管理する。

- (1) 本会は、本会登録者等が安心して取り組むことができる透明性の高い本事業を推進するため、利益相反管理体制を構築し、継続的に運用する。
- (2) 本会は、利益相反による弊害を抑えることが自らの責務であることを本会登録者等が認識するよう、利益相反に関する啓発活動を実行する。
- (3) 本会は、本会登録者等に対して利益相反管理体制に必要な情報の開示を求め、適切に対処する。

## 2. 利益相反取引該当性

本会では、本会が本会と取引を行う者（以下、「取引相手」という）との取引において以下の全てを満たす取引を、利益相反取引に該当する可能性があるものとして、コンプライアンス委員会（以下、「委員会」という）による審議対象とする。

- (1) 本会が契約当事者となる取引
- (2) 別途定める基準を超える対価を伴う物品の売買または役務の提供に関する取引
- (3) 本会登録者等、その配偶者又は同居の親族が次の①ないし③に該当する取引、若しくは、本会登録者等の懇意にする団体が次の①に該当する取引
  - ①取引相手
  - ②取引相手の役員（会社にあつては取締役または執行役、その他の法人にあつては理事）
  - ③取引相手の株式または持ち分 20%以上を保有

なお、本ポリシーにおいて「懇意にする団体」とは、本会登録者等が現在又は過去に、雇用され又は所属したことのある会社又は団体をいうものとする。

### 3. 利益相反の判断基準

本会登録者等の利益相反が社会通念上妥当とされる範囲を著しく逸脱している場合は、委員会は、本会としてこれを許容できないものと判断する。

本会登録者等の利益相反が社会通念上妥当とされる範囲を著しく逸脱したと判断する基準は、次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 本会登録者等が本会の職務に対して、個人的な利益を優先させていると客観的に判断できる場合
- (2) 本会登録者等が、本会における職務活動よりも外部活動を優先させていると客観的に判断できる場合
- (3) 当該取引により、本会の社会的責任が果たされないと客観的に判断できる場合

令和 3 年 3 月 11 日 制定・施行